

埋蔵文化財調査事務所会計年度任用職員の任用等に関する基準

(目的)

第1条 この基準は船橋市教育委員会組織規則第31条に基づき、船橋市教育委員会が任用し埋蔵文化財調査事務所に配置する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の任用に必要な身分取扱い及び勤務条件等を定めることを目的とする。

(職及び職務内容)

第2条 会計年度任用職員の職及び職務内容は別表1のとおりとする。

(任用の制限)

第3条 会計年度任用職員の任用は、選考により行うものとする。

2 会計年度任用職員の選考を受けようとするものは、あらかじめ、登録を行わなければならない。

3 第2条に規定する会計年度任用職員の任用は別表2に定める条件を満たす者とする。

(勤務時間等)

第4条 第2条に定める会計年度任用職員の就業時は別表3のとおりとする。

2 前2項に規定する勤務時間を割り振られた日(以下「勤務日」という。)は1週間のうち月曜日から金曜日までの週5日以内で任命権者が定めるものとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までの期間を除く。

3 天候等の事由により所属長が第2条に規定する職務の遂行が困難と判断した場合には第1項及び第2項の規定にかかわらず勤務時間及び就業時を変更することができる。

4 所属長は、公務の運営上の事情による場合に限り、前4項に規定する勤務日及び勤務時間外において勤務することを命じることができる。

5 所属長は、第3項に規定する勤務日以外の日(以下「週休日」という。)において勤務することを命ずる場合には勤務日と週休日を振り替えることができる。

附則

この基準は令和3年4月1日から施行する。

別表1(第2条関係)

職種	職務内容
埋蔵文化財調査員	上司の命を受け、埋蔵文化財調査、現地説明会、成果発表等の業務に従事する。
補助調査員	上司の命を受け、埋蔵文化財調査における専門的知識を有する作業及び補助業務に従事する。
技能事務補助員	上司の命を受け、高度な技術を要する整理作業に従事する。
整理補助員	上司の命を受け、埋蔵文化財調査における実測・作図等の整理作業に従事する。

整理作業員	上司の命を受け、埋蔵文化財調査における出土資料の洗浄・注記等の整理作業に従事する。
発掘補助員	上司の命を受け、埋蔵文化財調査における発掘・作図・測量作業に従事する。
発掘作業員	上司の命を受け、埋蔵文化財調査における発掘作業に従事する。

別表 2 (第 3 条第 3 項関係)

職種	任用条件
埋蔵文化財調査員	大学院又は大学において考古学を専攻し、大学院を修了した者若しくは大学を卒業し 3 年以上の埋蔵文化財調査の経験を有する者。
補助調査員	大学において考古学を専攻し、大学を卒業した者。

別表 3 (第 4 条第 1 項関係)

職種	就業時
埋蔵文化財調査員 補助調査員 技能事務補助員	午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分 (うち休憩時間 60 分) の実働 7 時間とする。勤務時間の割振りは所属長が行う。
整理補助員 整理作業員 発掘補助員 発掘作業員	午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分 (うち休憩時間 60 分) までの間で任命権者が定めるものとし、実働 6 時間までとする。勤務時間の割振りは所属長が行う。